

よくある質問とその答え

～ 通信環境整備支援金 ～



Q 1 通信環境の整備とはこういった整備をすることですか。

A 1 光回線やLTE 通信(モバイルルーターなど)での Wi-Fi 環境を整備することです。
 なお、ご家庭において、すでに Wi-Fi 環境が整備されており、インターネットを利用している場合は、この支援金の対象になりません。(資料 2 参照)

Q 2 通信環境整備支援金は、いつから整備したものが対象になりますか。

A 2 令和 7 年 4 月 1 日以降に契約されたものが対象となります。
 なお、工事が令和 8 年 3 月 1 3 日までに完了しない場合、通信環境整備支援金が受給できないため、ご注意ください。

Q 3 Wi-Fi 環境にするためルーターのみ設置する場合や使用する部屋に Wi-Fi が届かないため中継機を設置する場合は、通信環境整備支援金は申請できますか。

A 3 支援金の対象となります。ただし、この場合の支援金は 5 , 0 0 0 円となります。
 なお、古くなったルーター等の買い換えは対象外です。(資料 2 参照)

Q 4 使用中のモバイルルーターは容量制限があり、容量無制限に契約変更した場合、通信環境整備支援金の対象になりますか。

A 4 インターネット環境が未整備であるご家庭への支援を目的としているため、乗り換えや通信容量を増やす場合は対象になりません。

Q 5 放課後は、祖父母の家で子どもを預かってもらっており、その家の通信環境を整備する場合、通信環境整備支援金は申請できますか。

A 5 あくまで児童生徒をもつ世帯での通信環境整備が対象のため、それ以外の世帯における通信環境整備は対象外となります。

Q 6 ICT を活用したオンライン授業や家庭学習はいつ頃から始まりますか。

A 6 今のところ、本格的なオンラインでの授業や家庭学習の導入時期は明確ではありません。今後、タブレット端末を学校における ICT 教育のために使用するほか、災害などの緊急時に、家庭で活用することも検討しています。

なお、家庭における ICT 活用を行う際は、必要に応じてタブレット端末を貸し出すことや通信環境が整っていない家庭には学校からプリント等の紙の教材を配布するなどして対応してまいりたいと考えております。

その他、通信環境整備支援金に関するご質問やご相談は、市教育委員会事務局学校教育課にお問い合わせください。